

介護保険

65歳以上の人の 保険料が変わります

介護保険は、加入者が保険料を出し合い、介護を社会全体で支え合う制度です。

介護保険料は3年ごとに見直すことになっており、本市も平成21年度からの保険料を見直します。

この保険料は、要介護等認定者への介護サービスなどの提供のほか、要支援・要介護状態になるおそれがある高齢者の介護予防の取り組みに使われるなど、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための貴重な財源となります。

65歳以上の人の平成21年度からの保険料は、本市で必要な介護サービス費用をまかなうために算定された基準額をもとに、所得に応じて右表のとおりとなっています。



◆65歳以上の人の平成21年度からの介護保険料

段階	対象	計算方法	年間保険料
第1段階	○老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の人 ○生活保護の受給者	基準額 × 0.5	24,000円
第2段階	○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人		
第3段階	○世帯全員が住民税非課税で、第2段階に該当しない人	基準額 × 0.75	36,000円
第4段階	○本人が住民税非課税で、世帯の中に住民税を課税されている人がおり、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額 × 0.8	38,400円
	○本人が住民税非課税で、世帯の中に住民税を課税されている人がいる人	基準額	48,000円
第5段階	○本人が住民税を課税され、前年の合計所得金額が200万円未満の人	基準額 × 1.25	60,000円
第6段階	○本人が住民税を課税され、前年の合計所得金額が200万円以上の人	基準額 × 1.5	72,000円

◆基準額の計算式

$$\text{基準額} = \frac{\text{本市の介護サービスに必要な費用のうち、65歳以上の人が保険料で負担する分}}{\text{本市の65歳以上の人の数}}$$

● 保険料の急激な上昇を軽減 ●

平成21年度からの介護報酬の改定に伴う、介護保険料の急激な上昇を抑えるため、国から特例交付金が交付されます。これにより、平成21年度から同23年度までの介護保険料が、年額約750円減額されます（上表の介護保険料は、減額後の額を掲載しています）。

● 保険料の納付方法は2種類 ●

介護保険料を納める方法は、本人の年金受給額などによって、次の2通りに分けられます。

①年金からの差し引き（特別徴収）

2カ月ごとに支払われる年金から、2カ月相当

分の保険料が差し引かれます（4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月）。

●対象＝老齢（退職）・遺族・障害年金の受給年額が18万円以上の人。なお、老齢福祉年金などの年金のみを受給している人などは対象となりません。

②納付書や口座振替による納付（普通徴収）

9期に分けて、納付書や口座振替で納めることとなります（6月～翌年2月）。

●対象＝老齢（退職）・遺族・障害年金の受給年額が18万円未満の人。また、年度途中に65歳になった人や他の市区町村から転入した人など。

【問い合わせ先】 本庁・高齢者支援課 ☎③1111内線1192